

議案第20号

鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第106号）の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例

第1条中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改める。

第2条第1項中「重度心身障害者」を「重度心身障がい者」に改め、同項第1号
中「手帳」を「単に「手帳」に、「障害の」を「障がいの」に、「2級の」を「2
級に該当する障がいを有する」に改め、同項第3号中「障害の」を「障がいの」に、
「3級の」を「3級に該当する障がいを有する」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第
2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及
び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の
1級に該当する障がいを有するもの

第2条第2項を次のように改める。

2 この条例において「対象者」とは、本市の区域内に住所を有する重度心身障が
い者（次に掲げる施設（以下「社会福祉施設等」という。）のうち本市の区域内に
設置されている社会福祉施設等に入所したため他の市町村の区域内から本市の区
域内に住所を移した者（以下「他市町村援護者」という。）及び生活保護法（昭和
25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。以下同じ。）又は他の市町
村の区域内に設置されている社会福祉施設等に入所したため本市の区域内から他
の市町村の区域内に住所を移した重度心身障がい者（以下「本市援護者」という。）
をいう。ただし、他市町村援護者に保護者がある場合において、その保護者が他

の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき、又は本市援護者に保護者がある場合において、その保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項の主務省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居
- (2) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 生活保護法第30条第1項ただし書に規定するその他の適当な施設、同項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設又は同法第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第3項に規定する更生施設
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設又は同条第25項に規定する介護保険施設
- (6) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム（同法第11条第1項第1号の規定により入所措置が採られた場合に限る。）
- (7) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎

第2条第4項第7号を削り、同条第6項中「保険給付」の次に「若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により療養の給付及び療養費若しくは訪問看護療養費の支給（以下「保険給付等」と総称する。）」を加え、同条第7項中「行う事業者」を「行う事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

8 この条例において、「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得をいう。

第3条第1項中「保険給付」を「保険給付等（第2条第1項第4号に規定する者である場合において、同項第1号から第3号までに規定する者のいずれにも該当し

ないときは、入院に係るものを除く。)に、「助成金」を「重度心身障がい者医療費助成金（以下「助成金」という。）」に改め、同条第2項中「次に掲げる医療に係る給付を受けたとき」を「受けた保険給付等について、次に掲げる給付等がなされるとき」に、「当該医療に係る給付を受けた額」を「当該給付等がなされる額」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「附加給付」を「付加給付」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「保険給付」を「対象者が保険給付等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 医療機関等において、対象者が受給資格者証及び被保険者証等を提示して保険給付等を受けた場合は、当該医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会から市長に当該保険給付等に係る支給の額の算定に必要な事項の通知があったことをもって、第1項の申請があったものとみなす。

第7条を第8条とする。

第6条中「保険給付」を「保険給付等」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「重度心身障害者医療費助成金受給資格者証」を「重度心身障がい者医療費助成金受給資格者証」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「前条に規定する」を削り、「保護者」を「その保護者（対象者に保護者がある場合に限る。次項において同じ。）」に、「重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録」を「重度心身障がい者医療費助成金受給資格者登録」に改め、同条第2項中「保護者」を「その保護者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(助成の制限)

第4条 重度心身障がい者の前年の所得（1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については、前々年の所得とする。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。）第7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障がい者と生計を同じくするその重度心身障がい者の配偶者若しくはその重度心身障がい者の扶養義務者（民法（明治29

年法律第89号) 第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。)のうちいずれかの者の前年の所得が施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、施行の日以後に受けた診療分の保険給付等に係る一部負担金及び同日以後に住所を移した社会福祉施設等への入所について適用し、施行の前日に受けた診療分の保険給付等に係る一部負担金及び前日に住所を移した社会福祉施設等への入所については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の条例の規定による所得の確認その他行為は、施行の前日においても、改正後の条例の例により行うことができる。

(鹿屋市子ども医療費助成に関する条例等の一部改正)

- 4 次に掲げる条例の規定中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例」に改める。

(1) 鹿屋市子ども医療費助成に関する条例(平成18年鹿屋市条例第93号)

(2) 鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年鹿屋市条例第96号)

(鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 5 鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年鹿屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例」に、「重度心身障害者に」を「重度心身障がい者に」に改める。

(提案理由)

重度心身障害者医療費助成制度の支給方式等の変更について、所要の規定の整備

を行いたいので、本案を提出するものである。